

別紙

諮問第1107号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定及び本件不開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる請求個人情報1から4までの開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年11月28日付けで行った別表3に掲げる本件部分開示決定及び別表4に掲げる本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定及び本件不開示決定は、適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年6月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年8月9日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年9月30日（第258回第一部会）から令和8年1月26日（第262回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報及び審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 本件開示請求及び本件審査請求の趣旨

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求に対し、別表 2 から 4 までの各決定を行ったところ、別表 3 及び 4 に対して本件審査請求がなされた（別表 2 は審査請求対象外）。

実施機関は、理由説明書において、本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書の記載の趣旨等から、審査請求人は、自身に関して実施機関が保有している文書及び「問い合わせに対する説明内容の根拠、〇〇警察署に連絡した理由及び根拠」の開示を求めたものであると解されると説明する。これに対し、審査請求人は、反論書や意見書を提出していない。また、実施機関に請求個人情報 1 から 4 までと上記の請求の趣旨の対応関係を確認したところ、審査請求人に関して実施機関が保有している文書は請求個人情報 1 及び 2 に、「問い合わせに対する説明内容の根拠」は請求個人情報 3 に、「〇〇警察署に連絡した理由及び根拠」は請求個人情報 4 に、それぞれ相当するものであるとのことである。

これらを踏まえて審査会が検討するに、別表 1 の内容に照らしても実施機関の上記認識に不自然・不合理な点はないため、これを前提に、以下、本件部分開示決定及び本件不開示決定の妥当性を、それぞれ検討する。

## イ 本件部分開示決定の妥当性について

実施機関は、請求個人情報 1 及び 2 について、実施機関が保有している文書であって審査請求人に関するものとして、別表 2 に掲げる保有個人情報について開示決定をしたほか、別表 3 に掲げる対象保有個人情報 1 から 8 までを特定し、各対象保有個人情報における各不開示部分に記載された情報（別表 3 において不開示情報 1 から 6 までに分類）が法 78 条 1 項 7 号にそれぞれ該当するとして、これらの部分を不開示とする本件部分開示決定を行った。

### (ア) 不開示情報 1 について

審査会が見分したところ、不開示情報 1 は教職員についての苦情等処理票（対象保有個人情報 1 及び 7）の「内容」欄における種別及び当該「内容」欄に対する実施機関の「対応等」を記載する欄に記載された情報であり、寄せられた苦情等の内容の実施機関における受け止めや、その寄せられた内容に応じた対応方針等が詳細に記載されていることを確認した。

これらの情報は、実施機関に寄せられた意見の処理状況等を推測できる内容であり、これが開示されることが前提となると、記入者が率直な意見の表明や最も適切と考える対応方針等の詳細な記入を躊躇することにより、苦情等処理票の記載内容が簡略化・形骸化するほか、苦情等を寄せた者の意に反するような対応方針を記載しにくくなること等が予想されることから、相談事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

(イ) 不開示情報 2 及び 3 について

不開示情報 2 は実施機関及び〇〇教育委員会における各担当職員のメールアドレス、また、不開示情報 3 は当該職員が業務で使用する内線番号である。実施機関によれば、これらの情報は一般に公表されておらず、公表すると悪用されるおそれがあるとのことである。

審査会が検討するに、これらの情報が開示されると、実施機関の内部又は関係行政機関との連絡及び調整といった目的に用いられるべき連絡先の情報が、当該目的と異なる用途に使用され、実施機関における緊急又は円滑な連絡に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

(ウ) 不開示情報 4 及び 5 について

審査会が見分したところ、不開示情報 4 及び 5 は記号、符号等の組み合わせにより表記された文字列である。実施機関によれば、不開示情報 4 は内部事務に用いるパスワード、また、不開示情報 5 はファイル転送用アドレスであり、これらの情報は対外的に公表されておらず、これを公表すると非公開ファイルが取得される等悪用されるおそれがあるとのことである。

審査会が検討するに、これらの情報が開示されると、実施機関又は関係行政機関のみがアクセスすべき非公開ファイルに不正なアクセスが試みられ、また、過去に使用したものであっても今後内部事務に用いるパスワード等が類推され開示すべきでないファイルが取得されるおそれがあることから、相談事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

(エ) 不開示情報 6 について

審査会が見分したところ、不開示情報6は、実施機関が〇〇教育委員会に宛てた文書中、「事実の確認」として、寄せられた意見内容に応じて「地区回答」欄に記載された同教育委員会の回答や、「〇〇教育委員会の本件に対する見解」として記載された同教育委員会の意見であることを確認した。また、その意見の内容は、実施機関に寄せられた苦情等の内容に対する〇〇教育委員会の受け止めや、その寄せられた内容に応じた対応方針等が詳細に記載されたものであることも確認した。

これらの情報が開示されることが前提となると、開示請求者とのトラブルを回避するために〇〇教育委員会が率直な事実の報告・連絡を行わなくなるおそれがあることから、相談事務の適正な遂行に支障を来すとする実施機関の説明は首肯できる。

以上のことから、不開示情報1から6までが法78条1項7号に該当するとした本件部分開示決定は、妥当である。

#### ウ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、請求個人情報3に係る文書は保有個人情報に該当しない（別表4において「非該当」と分類）として、また、請求個人情報4に係る文書は実施機関において作成及び取得していない（同表において「不存在」と分類）として、これらを併せて本件不開示決定を行った。

##### (ア) 請求個人情報3を非該当とした件について

実施機関に確認したところ、請求個人情報3は、審査請求人からの「問い合わせに対する説明内容の根拠」としてと解した上で、この請求を満たし得る文書の例として「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定）が存在するが、これを審査請求人を本人とする保有個人情報と解することはできないと判断したとのことであった。

審査会が同指針を見分したところ、同指針には、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図る旨や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に

関する法律（令和3年法律第57号。以下「教職員性暴力防止法」という。）18条2項が「教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。」と規定されること等から所轄警察署と適切に連携して対処する旨等の記載がある一方で、審査請求人が問い合わせた個別事案に関するものではないことを確認した。

したがって、同指針は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、また、他に該当する文書が存在するとの事情も認められないことから、実施機関が請求個人情報3を不開示としたことは、妥当である。

#### （イ）請求個人情報4を不存在とした件について

実施機関は、請求個人情報4を審査請求人に関する「〇〇警察署に連絡した理由及び根拠」であると解した上で、そのような文書は作成及び取得していないと説明する。

審査会が検討するに、請求個人情報4の趣旨は、〇〇警察署に対して連絡をした理由のほか、その部署の担当者や連絡内容（審査請求人の事案に関して〇〇警察署から受けた指導・通達の内容を含む。）、個人情報を〇〇警察署に提供した根拠等を記載した文書が存在するならば、その開示を求めるものと考えられる。

この点につき、教職員性暴力防止法18条2項に照らせば、行政裁量として当該職員に委ねられた通報という一定の作為又は不作為の事実を都度書面で記録すべきといった趣旨は上記（ア）の指針から読み取ることはできなかった。

また、実施機関に対して改めて過去の経緯も含めて確認したところ、審査請求人に関する〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間の本件対応に関する文書は、別表2及び3に掲げる対象保有個人情報のほかには、特段作成・取得していないとのことであった。

したがって、請求個人情報4を作成及び取得していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないため、請求個人情報4が存在しないとしてこれを不開示としたことは、妥当である。

以上のことから、請求個人情報 3 及び 4 に係る本件不開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 請求個人情報

請求個人情報	
1	私に関する〇月〇日から〇月〇日までの都が保有する文書・図画及び電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク、PCログ（〇〇さん、〇〇））等電子情報
2	私に関して他の行政機関から行われた情報提供
3	東京都教育委員会〇〇担当〇〇氏が「〇〇警察署から性犯罪に関しては警察に言うように言われているので東京都教育委員会（〇〇・〇〇学校含む）では対応できない、そのように通達されているので」という内容だったが、上記の説明をした根拠がわかる公文書（警視庁本部、警察庁本部に確認したところ、学校外の（性犯罪に関しても）犯罪等に関して学校に関与するな等はTELしていない／通達もしていないとの解答のため）
4	<p>上記の問題に関して、〇〇警察署とはDV支援を受け始めた際、夫に情報を漏らすことなどがあり警視庁本部の方に担当をかえてもらっていた。その状況を〇〇教委は知っていたので〇〇警察署に情報を伝えていないと〇〇氏と話をしていたあと〇〇氏に確認済み。その他行政機関に確認したが〇〇警察署に連絡している所はなかった。そのため</p> <p>① 何故〇〇警察署と連絡をしたのか？</p> <p>② どの部署担当者／どんな内容／私たちの事件について／どんな指導通達を受けたのか／個人情報を教えた根拠となるものを教えて下さい</p>

別表2 開示決定（請求個人情報1及び2に関するもの）（審査請求対象外）

開示した保有個人情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・CD-ROM（音声データ）</li> <li>・CD-ROM（音声データ）の概要</li> <li>・東京都教育委員会が〇〇教育委員会に事実確認を依頼した文書</li> <li>・進捗のメモ</li> </ul>

別表3 本件部分開示決定（請求個人情報1及び2に関するもの）

対象保有個人情報		不開示部分	不開示情報
1	No〇〇の文書	内容の種別、対応等	1
2	No〇〇の文書を職員課内に対応依頼したメール	メールアドレス	2
		内線番号	3
3	東京都教育委員会が〇〇教育委員会に事実確認を依頼したメール	パスワード（※1）	4
		内線番号	3
		メールアドレス	2
4	〇〇教育委員会が東京都教育委員会に回答したメール	メールアドレス	2
		ダウンロードURL（※2）	5
5	〇〇教育委員会が東京都教育委員会に回答した文書	〇〇教育委員会の回答、〇〇教育委員会の本件に対する意見	6
6	〇〇教育委員会からの回答メール	メールアドレス	2
		パスワード（※3）	4
7	No〇〇の文書	内容の種別、対応等	1
8	No〇〇の文書を職員課内に対応依頼したメール	メールアドレス	2
		内線番号	3

※1：対象保有個人情報3の添付ファイル（別表2の保有個人情報の一部）開封用

※2及び3：対象保有個人情報5開封用

別表4 本件不開示決定（請求個人情報3及び4）

請求個人情報	決定通知書における不開示とした理由の記載	分類
3	保有個人情報に該当しない	非該当
4	作成及び取得しておらず存在しない	不存在